

## 令和6年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業 者 名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指 名 停 止 理 由
1	R6 8/1	(有)山末建設	大分県宇佐市大字下高1 724	令和6年8月2日 ~ 令和6年9月1日  (1か月)	<p>有限会社山末建設及び同社従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和2年2月22日、中津簡易裁判所において、同社が罰金80万円、同社従業員が罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和6年7月9日、大分県知事から指示処分を受けた。</p> <p>措置要領別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)</p>